

一般細菌・薬剤

項目コード	検査項目	検査材料	容器	保存 (安定性)	所要 日数	実施料 判断料	検査方法	提出条件	備考						
0601	顕微鏡検査(トマツ)	培養・同定に 準ずる			1~2	61 ^① 微生物	グラム染色 KOH法(皮膚等)								
0603	口腔、気道又は 呼吸器からの 検体	喀痰 6B010-6001-061-742-49	40	冷蔵	3~4	160 微生物			常在菌の薬剤感受性 は実施していません						
0604		咽頭 6B010-6001-064-742-49	30												
0605		口腔 6B010-6001-099-742-49	30												
0606		鼻汁 6B010-6001-063-742-49	30												
0611		鼻腔 6B010-6001-099-742-49	30												
0637		気管支洗浄液 6B010-6001-091-742-49	2												
0630		気道 6B010-6001-069-742-49	30												
0607		消化管からの 検体	便 6B010-6002-015-742-49							10	冷蔵		180 微生物		1. 喀痰の採取は、 うがいで口腔 内を清潔にし て採取をして 下さい。
0608			胆汁 6B010-6002-054-742-49							2					
0609			胃液 6B010-6002-052-742-49							2					
0610	吐物 6B010-6002-090-742-49		2												
0617	血液又は 穿刺液	血液 6B010-6004-019-742-49	28	冷蔵	7~10	210 微生物	分離培地・増菌 培地・目的菌に 応じた選択分離 培地及び確認培 地を使用	2. 喀痰・糞便・尿 は専用の容器 に入れて提出 して下さい。							
0633		動脈血 6B010-6004-020-742-49	28						室温						
0618		髄液 6B010-6004-041-742-49	2												
0619		腹水 6B010-6004-043-742-49	2												
0620		関節液 6B010-6004-044-742-49	2												
0621		胸水 6B010-6004-042-742-49	2												
0632	穿刺液 6B010-6004-040-742-49	2													
0613	泌尿器又は 生殖器からの 検体	尿 6B010-6003-001-742-49	2	冷蔵 又は 室温	3~4	170 微生物		3. 血液は、カルチ ャーボトルに 入れて提出し て下さい。							
0614		腔分泌物 6B010-6003-067-742-49	30												
0628		頸管分泌物 6B010-6003-058-742-49	30												
0616		尿道膿 6B010-6003-086-742-49	2												
0631	精液 6B010-6003-060-742-49	2													
0625	その他の部位 からの検体	眼脂 6B010-6005-066-742-49	30	冷蔵	3~5	160 微生物		4. 咽頭・鼻腔・耳 漏等は、保存 用培地に入れ て提出して下 さい。							
0626		膿 6B010-6005-086-742-49	2												
0615		褥瘡 6B010-6005-099-742-49	2												
0629		菌株 6B010-6005-080-742-49	30												
0622		耳漏 6B010-6005-065-742-49	30												
0623		皮膚 6B010-6005-099-742-49	2												
0624		爪 6B010-6005-078-742-49	2												
0602		上記以外の材料 6B010-6005-099-742-49													
0642	簡易培養 6B010-0000-099-742-49	培養・同定に 準ずる		冷蔵	3~7	60 ^② 微生物		5. 嫌気培養の検 査材料は、採 取後直ちに嫌 気用保存培地 又は嫌気ポー ターに入れて 提出して下さい。							
0646	細菌定量 6B205-0000-099-742-49	培養・同定に 準ずる		冷蔵	3~10			6. 検体の乾燥を 防いで提出し て下さい。							
0643	嫌気性培養 6B010-0000-099-743-49	培養・同定に 準ずる	29	冷蔵	7~14	118 ^③ (加算) 微生物		同定培養と合わせ て行った場合118 点加算 嫌気性培養のみ を行った場合は、 培養・同定の 所定点数のみ算 定し、加算は算 定できない							
0647	保菌培養(便培養) 6B010-6002-015-742-49	便	専用	冷蔵	3~4	180 微生物									
0644 0645 0648	薬剤感受性 1菌種 2菌種 3菌種 6C010-0000-099-761-49	培養・同定に 準ずる			3~5	170 220 280 微生物	平板ディスク 1濃度法 Kirby-Bauer法		薬剤名は P12参照						

- ① 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査
 (1) 尿、糞便、喀痰、穿刺液、胃液、十二指腸液、胆汁、膿、眼分泌物、鼻腔液、咽喉液、口腔液、その他の滲出物等について細菌、原虫等の検査を行った場合に該当する。
 (2) 染色の有無及び方法の如何にかかわらず、また、これら各種の方法を2以上用いた場合であっても、1回として算定する。
- ② 簡易培養検査は、Dip-Slide法、簡易培地等を用いて簡単な培養を行うものである。
 ウロトレース、ウリグロックスペーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は、尿中一般物質定性半定量検査に含まれるものであり、別に算定できない。
- ③ 嫌気性培養のみを行った場合は、D018-1~6の細菌培養同定検査の所定点数のみ算定し、118点の加算は算定できない。



微生物学的検査